

令和6年度 徳島県障がい者マイスター 【応募者募集中】

徳島県では、優れた技術・技能を有する障がい者の方々を、「熟練した技能を持つ人」という敬意を込めて「マイスター」として認定しています。

今年度も、次のとおり申込みを受け付けます。優れた技術・技能を持つ障がい者の方々のご応募をお待ちしています。

募集要項は徳島県のホームページからダウンロードできます。

URL:<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/shogaifukushi/7240580/>

上記URLからアクセスいただくか、Webで『徳島県障がい者マイスター』と検索してください。

募集期間：令和6年5月31日（金）～令和6年8月30日（金）

問合せ先 徳島県保健福祉部障がい福祉課 社会参加・啓発担当

電話 088-621-2238

E-mail syougai-fukushika@pref.tokushima.lg.jp

このほか、徳島県では、永年（原則10年以上）にわたり同一企業（団体）で職業人として活躍されている障がいのある方に対し、その功績をたたえ表彰する「チャレンジドとくしま賞」を実施しています。

令和6年度 徳島県障がい者マイスター募集要項

1 目的

徳島県在住の障がい者の方で優れた技術・技能を有する方を「徳島県障がい者マイスター（以下「マイスター」という。）」として認定し、表彰することで、障がい者の方のさらなる意欲の向上や就労・社会参加の一層の促進を図ることを目的としています。

2 応募資格

次の項目をすべて満たす方とします。

- ① 徳島県在住の方
 - ② 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある方
 - ③ 一般就労、福祉的就労等を問わず、各産業分野、障がい福祉サービス事業所等において、業務に従事している方
- ※従事している業務に伴う技術・技能を認定の対象とします。

3 応募方法

「令和6年度徳島県障がい者マイスター応募申込書」（様式1）及び「令和6年度徳島県障がい者マイスター推薦書」（様式2）に記入の上、応募してください。

自薦、他薦（事業所、会社、法人、家族、友人等の推薦）を問いません。

4 募集期間

令和6年5月31日（金）から8月30日（金）まで

※当日消印有効です。

5 認定基準

以下の認定基準を総合的に評価します。

- ① 優れた技術・技能を有する。
- ② 技術・技能の習得に当たって乗り越えた困難や努力により、障がい者理解の促進に貢献する。
- ③ マイスターに認定することで、他の障がい者の技術・技能の研究・開発や社会的自立への意欲向上に繋がる。
- ④ 広く障がい者の技術・技能の向上・発展に寄与し、障がい者の製品、サービス等の付加価値が上がることを期待される。
- ⑤ その他、特に表彰することが適当と認められる。

6 審査・決定及び結果発表

- 1) 徳島県障がい者マイスター認定委員会において、「5 認定基準」に基づき、審査を行います。
- 2) マイスターとして認定された方には、決定通知を送付します。
- 3) 3名程度の認定を予定しています。

7 マイスター認定書・記念品授与式

令和6年度障がい者の集い県民大会において行う予定です。(令和6年12月開催予定)

8 その他注意事項

- 1) 応募書類等は返却いたしません。
- 2) 応募に要する郵送等の費用は、申込者の負担となります。
- 3) マイスターに認定された方は、県ホームページ、報道等で氏名が公表されます。
- 4) 応募のために記載いただいた個人情報については個人情報保護法に基づき適切に管理し、当事業に関わる目的のみに使用します。
- 5) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。

9 応募書類等の提出及び問合せ先

1) 応募書類等

① 令和6年度徳島県障がい者マイスター応募申込書(様式1)

② 令和6年度徳島県障がい者マイスター推薦書(様式2)

※ その他、写真、映像、報道資料等、参考となる資料を適宜添付していただいてかまいません。

2) 提出先、提出方法及び問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地(徳島県庁1階)

徳島県 保健福祉部 障がい福祉課 社会参加・啓発担当

※ 郵送又は持参してください。

※ 受付時間：月～金(祝日除く) 8:30～18:15

tel: 088-621-2238(直通)

fax: 088-621-2241

E-mail: syougai-fukushika@pref.tokushima.lg.jp